

大阪府は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、以下のとおり介護老人保健施設の開設の許可の一部の効力を停止しましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 医療法人颯仁会
- (2) 代表者 理事長 長山 正義
- (3) 所在地 大阪府羽曳野市誉田三丁目15番27号

2 事業所

- (1) 施設名 医療法人颯仁会老人保健施設まほろば
- (2) 所在地 大阪府羽曳野市誉田三丁目15番6号
- (3) サービス種別 介護老人保健施設
- (4) 許可年月日 平成12年3月31日

3 処分の内容

開設の許可の一部の効力を停止

（新規利用者の受入停止：令和7年10月1日から同年12月31日まで（3月））

4 処分の理由

人格尊重義務違反（法第104条第1項第3号）

当該事業所において

- (1) 約1年間にわたり複数の職員が、複数の入所者に平手で頭、頬、肩付近を叩く等の身体的虐待を継続して行った。
- (2) 複数の職員が、その身体的虐待を中止させることなく笑って見ているという、心理的虐待を行った。